

# 児童手当～現況届の提出を忘れずに～

## 支給内容

### 対象

中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

### 支給額(児童一人当たりの月額)

対象となる児童		児童手当 所得制限限度額 未満の人	特例給付 所得制限限度額 以上の人
3歳未満		1万5,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	1万円	
	第3子以降	1万5,000円	
中学生		1万円	

### 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人以上	1人につき38万円を 加算	——

※所得には老人扶養や医療費控除など一定の控除があります。

### 支給時期

原則として、6月、10月、翌年2月にそれぞれの前月分までを支給

## 6月中に必ず現況届の提出を

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」を送付します。現況届は、毎年6月1日の状況を届け出ることによって、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。提出がなければ、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず期限までに提出してください。

### 提出書類

市から送付する「現況届」に、次の必要書類を添付して提出してください。

- 健康保険被保険者証の写し、または、年金加入証明書(国民年金に加入している人は不要)
- 今年1月2日以降に転入した人は、平成26年1月1日の住所地の市区町村長が発行する平成26年度所得課税証明書
- その他、必要に応じて書類を提出

### 提出期限

6月30日(月)



## 変更があったときは届け出を

次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- 他の市区町村に住所が変わるとき
- 子どもが生まれた場合など、児童の数に変更が生じたとき
- 児童の面倒をみなくなったとき
- 婚姻などで生計の中心者が変わったとき
- 公務員になったとき
- 単身赴任などで児童と別居することになったとき

## 出生、転入などで新たに受給資格が生じた場合

児童手当を受給するには、こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所(アストプラザオフィスと久居駅前出張所を除く)に事由の発生した日の同月内または15日以内に、申請が必要です。公務員は勤務先で申請してください。ただし、独立行政法人などに勤務している人は津市に申請が必要です。

申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受けることはできませんのでご注意ください。

### 必要な書類

- 請求者の健康保険被保険者証の写し、または、年金加入証明書(国民年金に加入している人は不要)
- 請求者名義の銀行などの口座番号が分かる通帳やキャッシュカードのコピー
- 今年1月2日以降に転入した人は、平成26年1月1日の住所地の市区町村が発行する平成26年度所得課税証明書
- その他、必要に応じて書類を提出(児童と別居している場合など)

問い合わせ 子育て支援課 ☎229-3155 FAX 229-3334  
または各総合支所市民福祉課(福祉課)